

介護職員等特定処遇改善金の支給に関する規程

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人しまなみ福社会(以下法人という。)給与規程に規程する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等特定処遇改善加算制度(以下特定加算制度という。)について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条

法人の常用職員または非常勤職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員等特定処遇改善加算金の支給対象職員を対象とする。

(支給額)

第3条

特定加算金の支給額は、特定加算制度による加算見込み額の範囲内において、法人(または理事長)が定める額とする。

(支給)

第4条

特定加算金の支給は年2回、年度分を賞与として給与とは別に支給する。

(在籍の限定)

第5条

特定加算金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(経験・技能のある介護職員の基準設定)

第6条

経験・技能のある介護職員の基準設定の考え方は、原則勤務10年以上の介護福祉士とする。

(その他)

第7条

この規程は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

付則

1.この規程は、令和元年10月1日から施行する。